

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	火薬類取締法	根拠条項	第5条	資料番号	44-2	担当課	消防防災安全課
				許認可等の内容			火薬類の販売営業の許可
<p>○火薬類取締法 (販売営業の許可)</p> <p>第五条 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条又は前条の許可を与えない。</p> <p>一 第四十四条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>三 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの</p> <p>四 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 製造又は販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>四 その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (法第六条第三号の経済産業省令で定める者)</p> <p>第三条の二 法第六条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により火薬類の製造又は販売の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(販売営業の許可申請)</p> <p>第十条 法第五条の規定による販売営業の許可を受けようとする者は、様式第六の火薬類販売営業許可申請書に事業計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事(当該販売所が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十四の表第四号及び第五号において同じ。)に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項の事業計画書には、火薬庫の位置、種類、棟数、附近の状況、保安距離、構造設備の大要ならびに貯蔵すべき火薬類の種類および最大数量を記載しなければならない。</p>							